



平成 28 年 8 月 10 日

各 位

株 式 会 社 R V H
代表取締役社長 沼田 英也
(東証二部・コード 6786)
問合せ先 取締役管理部長 斉藤 順市
電話 (03-6277-8031)

株式会社ミュゼプラチナムと株式会社ジンコーポレーションとの 事業譲渡契約追加覚書の締結に関するお知らせ

本日、当社の子会社である株式会社ミュゼプラチナム（以下、「ミュゼ社」という）は、株式会社ジンコーポレーション（以下、「ジン社」という）との間で、平成 27 年 12 月 10 日付にて両者間で実行した美容事業の譲渡に関する追加覚書を締結いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 追加覚書締結の目的

平成 27 年 12 月 15 日付「簡易株式交換による株式会社ミュゼプラチナムの完全子会社化及び筆頭株主である主要株主の異動に関するお知らせ」および平成 27 年 12 月 30 日付「(追加・訂正開示) 簡易株式交換による株式会社ミュゼプラチナムの完全子会社化及び筆頭株主である主要株主の異動に関するお知らせ」にて公表のとおり、ミュゼ社は、平成 27 年 12 月 10 日付にてジン社との間で事業譲渡契約（以下、「本件事業譲渡契約」という）を締結し、ジン社の営む美容事業を譲り受けております。また、ジン社に残存するジン社と顧客間の未消化役務についてはミュゼ社がジン社からの受託により役務提供を継続することとし、両者間において、ジン社と顧客間の役務提供契約に基づく契約代金の 95% をミュゼ社の役務提供対価とする旨の業務委託契約（以下、「本件業務委託契約」という）を締結しております。

本件事業譲渡契約においては、当該役務提供の進捗に応じて事業譲渡対価を見直す旨が定められており、本件見直し方法の詳細については当該事業譲渡契約に定められていなかったものの、ジン社の有する資産（事業用資産、租税還付債権）の譲渡対価及び事業譲渡対価の合計額を本件業務委託契約に基づく役務提供対価と相殺したのちに発生する役務提供対価と同額相当分を、事業譲渡対価に事後的に加算し四半期ごとに増額変更すること、また、仮に、ジン社において何らかの既存債務の支払義務が発生し、当該支払債務が、ミュゼ社の事業継続上必要不可欠であり、かつ経済合理性があると判断した場合には、事業譲渡対価の増額分をジン社の未消化役務と同額相当分とすることを想定しております。

他方、当社により昨年より推進してまいりました美容脱毛事業の再建については、その目的である顧客への影響の最小化、従業員の雇用保護を実現したことで、安定したサービス提供を行うとともに新規・追加契約についても順調に獲得してまいりました。また、顧客解約率は平常程度まで大幅に低減し、ジン社における金融債務についても当社グループへの債務引継ぎ等は発生しない見込みであります。また、ジン社に残存する未消化役務に関する解約金については、同社自身による支払いが困難であった場合には、当社グループから現金等の手段によりジン社を通じて顧客へ支払うことが、今後も同事業のブランド力を維持し、事業継続による企業価値の向上を図るために必要不可欠であると判断し、今般、事業譲渡対価の見直し及び変更方法について本件追加覚書を締結いたしました。

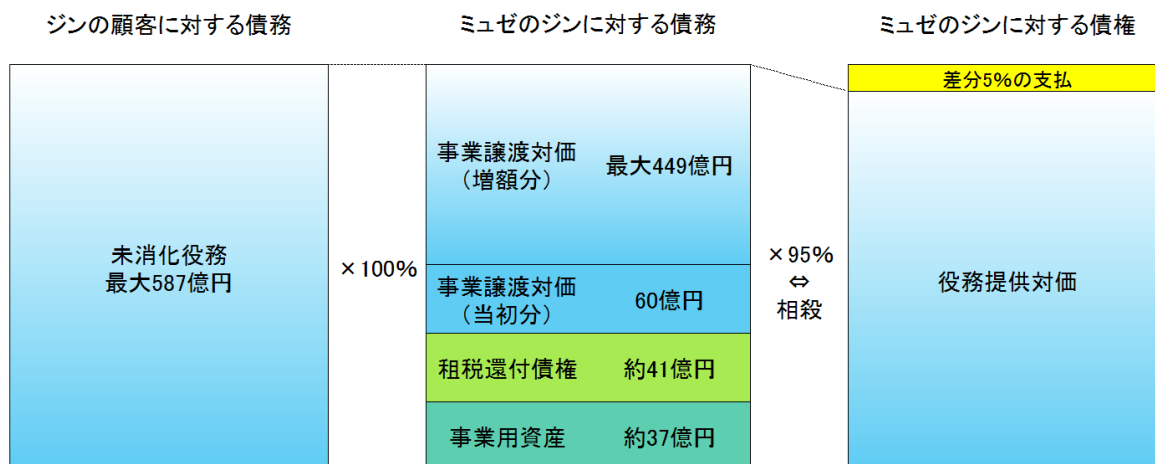
なお、今後、ミュゼ社において受託によるジン社の未消化役務の消化が順調に進捗し、ミュゼ社の事業継続上必要不可欠なジン社の債務支払の発生が見込まれないと判断した場合には、役務提供対価の掛率を 95%以上に見直すまたは本件追加覚書の変更等を行う予定です。

2. 追加覚書の内容

本件追加覚書において、本件業務委託契約に基づき履行されたジン社の未消化役務に係る消化役務金額相当額から、当初事業譲渡対価、ジン社よりミュゼ社が譲り受けた事業用資産に係る資産譲渡対価相当額及び租税還付金請求権譲受対価相当額を差し引いた額を、事業譲渡対価の事後的増加分とする旨を定めております。

3. 役務提供に伴う事業譲渡対価の増額及び役務提供対価との差分について

上述のとおり、事業譲渡対価の増額の算定基礎数値は未消化役務に係る消化役務金額相当額であることから、未消化役務（100%）と役務提供対価（95%）の差分である5%相当額について、ジン社自身による支払いが困難な額の解約金が発生した場合には、ジン社を通じて顧客へ支払う可能性があります。これらの前提事項を踏まえた両者間の相手方に対する債権債務は下図のとおりです。



以 上